

佐賀県が進める 教育の情報化の取組

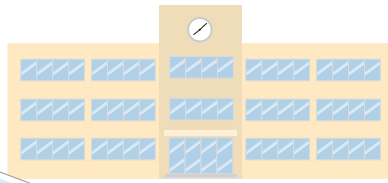
平成28年10月

佐賀県教育委員会

学習用パソコンの使用例

これは、佐賀県立A高校の1日です。

学習用パソコンは、学校でも家庭でも、このように活用されています。



朝のホームルーム



- ・毎朝配信される日報を見ながら1日のスケジュール管理
- ・電子版の新聞で、最新のニュースをチェック



自宅



- ・音声機能付き英語教材でリスニング力のトレーニング



インターネットで、疑問点を解消!

部活動



- ・学習用パソコンのカメラで撮影した動画を見ながら、フォームのチェックに活用



映像を使った授業で、
理解度もアップ!



1時間目 コミュニケーション英語I



2時間目 国語総合

- ・学習用パソコンで画像を提示しながらスピーチ
- ・分からない単語は学習用パソコンの辞書ソフトで確認

3時間目 数学I



4時間目 家庭基礎

- ・図形表示ソフトを使って空間図形のイメージをふくらませる

昼休み (昼食等)

画像で記録できるので
授業の振り返りもスムーズに
できます!



帰りのホームルーム



6時間目 世界史A

- ・配信された宿題をダウンロード

5時間目 化学基礎



- ・学習用パソコンのカメラで実験の結果を撮影、記録

ICT利活用教育の取組の背景と目的

今日の社会では、高度情報化やグローバル化、少子高齢化等が急速に進んでいます。

そうした中、今後ますます重要視されるのが、情報活用能力やコミュニケーション能力等、いわゆる「21世紀型スキル」です。その育成を通して、児童生徒一人ひとりが、社会の変化に主体的に対応し、生涯にわたって夢や目標を持ち続け、その実現に取り組むことができるようにすることが、今日及びこれからの教育には求められています。

佐賀県では、一人ひとりの個性や能力に応じたわかりやすい授業を実施し、情報活用能力やコミュニケーション能力の向上等につなげることを目的に、全県規模でICT利活用教育に取り組んでいます。特に平成26年度からは、県立高校全校で、電子黒板と一人1台個人所有の学習用パソコンを使用した教育を進めています。

県教育委員会では、今後も引き続き、よりよい教育の実現に向けて、ICT利活用教育に取り組めます。

新たな時代に対応した学習スタイル

次期学習指導要領の策定に向けて、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、「アクティブ・ラーニング」への関心が高まっており、その実施と普及にはICTの利活用が効果的と考えられています。

現行の学習指導要領においても、授業を通して、コンピュータ等の操作スキル、情報モラルやネットワーク等の知識を身に付け、ICTを主体的に活用できるようにすることと示されています。

佐賀県では、ICT利活用教育に取り組むことにより、「情報を調べたり収集したりする」「文章や表・グラフを作成する」「スライドや資料を使って発表する」といった主体的な学習活動を通して、生徒の皆さんの情報活用能力の育成を図っていきます。



先生の発問



共有化



問いへの解答

情報セキュリティについて

情報社会において私たちは、その“光”の部分を享受する一方、“影”の部分からも大きな影響を受けています。情報の担い手として、適切に情報を取り扱うとともに、加害者や被害者とならないよう、情報モラルや情報セキュリティについても学んでいくことが大切です。

また、デジタル教科書・教材などの著作物には、それを創作した人の権利を保護する著作権があります。引用等についての規定を確認するなど、著作権や管理に留意しつつ、学習に生かしていきます。



子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、SNSを使って犯罪に巻き込まれたりしないか心配ですが、その対策はどうなっていますか？

学校や保護者の皆さんとの協議等の結果、学習用パソコンには、子どもが安心して使えるように、不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトやウィルス感染を防ぐウィルス対策ソフト、そのほか、学習用パソコンを紛失した際にパソコンのデータを保護するソフトの導入など、セキュリティに関する対策を行っています。

また、学習に不要な機能については、機械的に使用制限をかけています。



学習用パソコンの概要

佐賀県立高校で使用している学習用パソコンについて

県教育委員会では、「教材の確保」「操作性」「価格」の面から総合的に判断し、県立高校で使用する学習用パソコン（キーボード付のタブレット型パソコン）の仕様を指定しています。県立高校に入学する人は、その仕様に適合する学習用パソコンを全員、自分で準備していただく必要があります。

<参考>平成28年度に県立高校の1年生に紹介した学習用パソコンの主な仕様

- ・Windows 10 Pro 64bit
- ・10.1型ワイドディスプレイ
- ・マイクロSDXCカード
- ・本体に内蔵可能なスタイラスペン
- ・ワード、エクセル、電子辞書ソフト（国語、英和、和英、古語）、情報倫理デジタルビデオ、佐賀新聞電子版を標準装備
- ・ウィルス対策ソフト及び不適切なウェブサイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトをインストール済み
- ・取り外し可能なキーボード付き
- ・カメラ及び無線LAN内蔵
- ・バッテリー駆動時間 約14時間
- ・キャリングケース



※デジタル教材等の利用のため、Windows8.1 Enterprise 64bitにダウングレード(卒業時に最新版をインストール)
※平成29年度の主な仕様は、平成29年2月発行予定の学習用パソコン通信（平成28年度第2号）でお知らせします。

お願い

県教育委員会で紹介する学習用パソコン以外の機種の使用を希望される方は、県立高校での学習活動に対応したものであることの確認と学校のネットワークにアクセスするための設定等が必要です。

また、設定費用は実費でお支払いいただくこととなりますので、持ち込みを希望される方は、必ず事前に、県教育情報課へご相談ください。



事務手続き及び購入補助について

県教育委員会が紹介する学習用パソコンを新規に購入される場合、購入時にお支払いいただく金額は、5万円です。なお、支払いについては、「購入前に振り込む方法」または「購入時に現金で支払う方法」によって、5万円を一括でお支払いいただく以外に、貸付制度による分割払いも準備しています。5万円を超える額については、県で補助します。

項目 \ 時期		~2月	3月中旬 (合格者説明会)	~3月30日 (予定)	4月初旬	4月初旬 (入学式)	5月末
		購入関係手続	購入前に振り込む			振込 (5万円)	領収書等の提示
購入時に現金で支払う					お支払い (5万円)		
貸付利用による購入 (A 育英資金 B 学習者用パソコン 購入費貸付)	A 育英資金 ・貸付申込 (内定通知(12月)) ・引換券交付(2月) B 学習者用パソコン 購入費貸付 ・中学校を通じて 申請書配布		購入申込書を高校に提出		・貸付申込 ↓ ・引換券交付	引換券の提出 引換券の提出	
補助金の申請	・中学校を通じて 申請書配布	・補助金申請書を 高校に提出					

※申請手続きの詳細については、平成29年2月発行予定の学習用パソコン通信(平成28年度第2号)でお知らせします。

【補助金制度及び学習用パソコンの購入に関するお問い合わせ先】

佐賀県教育庁教育情報課 (☎0952-25-7222 ✉kyouiku-jouhou@pref.saga.lg.jp)

【貸付制度に関するお問い合わせ先】

佐賀県教育庁教育総務課 (☎0952-25-7223 ✉kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp)

学習用パソコンについてよくある質問に対する回答

Q 学習用パソコンは自分で用意しないといけないのですか？

- A** 高校では、教科書や教材、制服など、個人が所有し使用するものは、基本的に個人所有です。
また、学習用パソコン等の情報通信機器については、学校内だけでなく、学校外や家庭での活用も大切ですが、学校の備品とした場合、原則として、学校外に持ち出せないなど個人が自分の意志で自由に使うことができなくなります。こうしたことから、学習用パソコンについては、個人で購入し、所有していただくこととしています。なお、購入していただく保護者の方の負担ができる限り軽減されるよう、保護者にお支払いいただく金額は5万円を限度とし、それを超えた分については、公費で負担することとしています。

Q 県指定の学習用パソコンを購入する場合、一括払いでしか購入できませんか？

- A** 県教育委員会が紹介する学習用パソコンを購入される場合の支払いについては、「購入前に振り込む方法」または「購入時に現金で支払う方法」によって5万円を一括でお支払いいただく以外に、貸付制度による分割払いも準備していますので、県教育総務課へご相談ください。
また、生活保護世帯については、この学習用パソコンの購入に必要な費用は、保護費の支給対象になりますので、お近くの福祉事務所へご相談ください。
また、貸付制度を利用することで、できる限り無理なくご購入いただけるようにしています。

Q 学習用パソコンを忘れた場合は、授業は受けられないのですか？

- A** 学習用パソコンを忘れてきた生徒に対しては、他の教材の場合と同じように、準備することや持参することの重要性など教育的な指導を行います。
そのうえで、学校の予備機を貸し出すなど、学習に支障がないように対応します。
充電が不十分なパソコンを持参した生徒への対応も同様です。

Q 保証はどのような内容ですか？

- A** 学習用パソコンは、県立高校に在籍するすべての生徒が、毎日安心して利活用できるよう、適切な使用時において発生した不具合については、全日制課程においては3年間、定時制課程においては4年間、修理の対応を保証します。故障や不具合が発生した場合は、引取り修理が行われ、修理期間中は代替機の貸出しにより、学習に支障が出ないようにします。
盗難については、警察への盗難届や学校長の証明は必要ですが、保証できるようにしています。また、破損等についても、重過失、故意や無理な使用による破損でない限り、保証の対象となります。
ただし、譲り受けた学習用パソコンについては、取り扱いが異なりますので、県教育情報課へご相談ください。

Q 家庭学習のために、新しくインターネットを契約する必要がありますか？

- A** 授業で使う教材は、基本的に、必要なデータをすべて本体にインストールしますので、インターネットに接続することなく、家庭でも学習することができます。
インターネット環境がある家庭では、インターネットによる調べ学習が可能です。ただし、家庭においても不適切なサイトへのアクセスは制限されます。

Q 学習用パソコンを譲り受けての使用はできますか？

- A** 平成26年度以降に、県が紹介し、購入された学習用パソコンを譲り受けての使用はできますが、ネットワークの設定等が必要であり、設定費用は実費でお支払いいただくこととなりますので、必ず事前に、県教育情報課へご相談ください。また、保証の適用外となりますので、故障等の場合は有償での修理となります。

このほかのよくある質問については、佐賀県のホームページで公開しています。

県庁ホームページURL <http://www.pref.saga.lg.jp>

トップページ⇒「くらし・子育て」⇒「子育て・教育」⇒「教育委員会」⇒「学校教育全般」⇒「ICT利活用教育」

学習用パソコン操作体験会の開催について



操作体験会では、現在県立学校で使用している機種と同じような機能を持つ学習用パソコンを使って、高校の授業体験ができます。

なお、前年度の高校入試問題の解答をとり入れています。下記日程で開催を予定していますので、ぜひご参加ください。

	開催日程	開催場所	開催時間(予定)
第1回	11月26日(土)	致遠館高校 (佐賀市兵庫北4丁目1番1号)	9:00~12:00
第2回	11月27日(日)	武雄高校 (武雄市武雄町大字武雄5540番地2)	9:00~12:00
第3回	12月 3日(土)	有田工業高校 (西松浦郡有田町柔古場乙2902番地)	9:00~12:00
第4回	12月 4日(日)	唐津南高校 (唐津市神田字堤2629番地1)	9:00~12:00
第5回	12月10日(土)	鳥栖商業高校 (鳥栖市平田町1110番地8)	9:00~12:00

高校生ICT利活用プレゼンテーション大会について

開催日程	開催場所	主な内容	開催時間(予定)
12月18日(日)	佐賀市文化会館	高校生によるプレゼンテーション	13:30~16:30

佐賀県立高校生が、学習用パソコンを使用した日々の取組成果を発表する大会です。各学校の教育活動(授業・特別活動・部活動など)に関する内容が発表されます。お越しください。

平成27年度の高校生ICT利活用プレゼンテーション
受賞作品はこちら

<https://www.youtube.com/watch?v=Y9xVWKWdi14> (6分19秒)
(YouTubeへ接続します。)



最優秀賞 「また来たい」カフェづくり
～カフェ経営実習を通して～
ポヌール君(佐賀農業高等学校)

学習用パソコン操作体験会、高校生ICT利活用プレゼンテーション大会の詳細は
ホームページでお知らせします。

県庁ホームページURL <http://www.pref.saga.lg.jp>

トップページ⇒「くらし・子育て」⇒「子育て・教育」⇒「教育委員会」⇒「学校教育全般」⇒「ICT利活用教育」



お問い合わせ先: 佐賀県教育庁教育情報課

☎0952-25-7222

✉ kyouiku-jouhou@pref.saga.lg.jp